

令和7年 年頭所感

東京小売酒販組合
理事長 吉田 精孝

新年明けましておめでとうございます。

年頭に当たり、組合員の皆様並びに関係団体の皆様のご健勝と益々のご繁栄を心からご祈念申し上げますとともに、日頃のご支援・ご協力に改めて御礼申し上げます。

昨年は、1月に発生した「能登半島地震」や9月の豪雨により、特に石川県の組合員は大変な被害に遭われました。このうち地震の際は、中央3団体が全国の組合員に義援金を募り、本組合も傘下58支部の皆様から頂いたご厚意を取りまとめて現地に贈呈しました。激甚災害はいつ、どこでも発生する可能性があることから、日頃から組合員同士の連絡手段を把握する中で、組合が持つ「助け合いの精神」を速やかに発揮する組織作りに今後も努めていく所存です。

本年度事業につきましては新たな試みも含め、主に以下の内容を重点的に取り組んで参ります。

まず、組織活性化についてです。

組合員数がピーク時の4分の1にまで減少し、本部並びに支部の運営は厳しさを増しています。その中で、全国小売酒販組合中央会は、関係行政や政治に対し、組織率向上に関する支援策を求める中で、組合活動の詳細や存在意義を機会あるごとに説明しています。

「組合加入促進」は長年の懸案事項であり、これからも各支部長と連携しながら、効果的な勧奨方法を確立した上で、公平感のある賦課金体系を構築し、加入しやすい組織づくりに取り組んで参ります。また、支部における事務負担を軽減するための施策も早急に検討したいと考えています。

一方、組合加入のメリットの一つとして、昨年は経営活性化研修会を年4回実施しました。「東京の地酒」や「酒屋の補助金活用」、「店舗のSNS活用術（初級・実践）」と幅広いテーマで行ったところ、各回とも30名超が受講したほか、初めて酒販会館に足を運んだという組合員も多く好評を博しました。本年度はこれを更に拡充し、様々なニーズに応える研修会を展開して参ります。また、「酒屋角打ちフェス」を始めとした参加型の事業も活発化させ、「魅力ある組合」となる努力を重ねていく所存です。

続きまして、社会貢献活動と適正飲酒の推進です。

長年にわたり組合員が取り組んできた「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」ですが、昨年は初開催も含め46支部が52回の啓発活動を駅頭や地域イベント等で実施しました。本組合でも4月に秋葉原で、東京国税局や万世橋警察署はもとより、酒類業の各団体、日本フランチャイズチェーン協会を通じて参加したコンビニ各社の皆様、さらに地元高校生も加わり、大々的なキャンペーンを実施したところです。

本年度におきましても、支部・本部が一体となって趣旨の周知に努めて参りますが、以前から申し上げている通り、「防止」や「撲滅」のフレーズに偏り過ぎると、「飲酒すること自体が悪い」というマイナスイメージを発信してしまう恐れがあります。日本の古き良き飲酒文化を守るためにも、「ルールを守って楽しくお酒を飲もう」といったプラスの側面を積極的に打ち出していく所存です。

一方、適正飲酒については、東京都の「アルコール健康障害対策推進計画」の中でも、依存症や大量飲酒による疾病の抑制など健康面への配慮が求められています。

また昨年2月には、厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表し、「自分に合った飲酒量が重要」とする方向性を示しました。こうした社会の状況を踏まえ、私どもは引き続き「適正飲酒の推進」を発信して参りますが、啓発キャンペーンと同様に、「飲酒は健康に悪い」といった極端なイメージが先行しないよう、飲酒の良い部分を広くアピールし、業界をますます発展させていくことが重要と考えます。

なお、全国小売酒販組合中央会は、酒類の適正な販売管理や対面販売を重視する観点から、完全無人店舗における酒類の販売については明確に反対しています。その過程で問題となるのは「酒類自動販売機」の存在です。周知の通り、中央会は平成7年に、従来型自販機の撤廃を決議しましたが、年齢が確認できる改良型自販機については現在も全国で約8千台が稼働しています。改良型は法的に認められており、営業の自由を考えると、撤廃の強制は難しいですが、組合員の皆さんにご理解を頂きながら、より良い飲酒環境を構築していきたいと思えます。

続きまして、酒類販売管理研修についてです。

昨年は、本部・立川酒販会館の2会場で40回の研修を実施し、組合員77名、非組合員1629名、合わせて1706名が受講しました。各回とも定員にほぼ達している状況です。今後も研修実施団体として受講者の需要に応えるべく積極的に研修を開催し、研修内容の充実と講師の資質の向上に努めて参ります。一方、中央会が昨年8月からスタートした「eラーニング研修」については、11月末時点での東京都の累計受講者数が169名となり、当初想定していた数値を大きく下回っている状況です。

酒類販売管理研修の定期受講は義務であり、未受講者に対しては行政当局による厳格な対応を要望しています。本年は多くの組合員が3年毎の更新年を迎えることから、各支部等の研修が円滑に実施されるよう、緊密な連携を図りながら進めて参ります。

次に酒類の市場環境の改善についてです。

令和4年6月の「酒類の公正な取引に関する基準」の改正により、「リベートの取扱い」や「共通費用の配賦方法の更なる明確化」が図られ、市場の健全化に向けて歩み始めました。これにより特に市場に大きな影響を与える事業者の行き過ぎた安売りが鎮静化することを期待していますが、一部業者の中には依然として不公正な市場価格が散見されます。本組合は引き続きチラシ等の情報を収集し、関係行政に申告すると共に、特に国税局に対しては基準の厳格な運用による徹底した調査・指導を求めて参ります。

小売組合と連携して事業を行っている東京味噌醤油商業協同組合についても主な方針を述べさせていただきます。

まず、「東京小売酒販会館」の老朽化に伴う対応についてです。酒販会館は築65年が経過し、近年は外観や設備の劣化はもとより、耐震性にも問題が生じています。この解決のため、令和5年6月に新たな「会館建設検討委員会」を立ち上げ、以降、概ね月1回のペースで慎重に議論を重ねて参りました。公正性・透明性を基本理念とする本委員会は、これまで会館建設の妥当性、秋葉原周辺の不動産市場の調査、建設する場合の概要や収支シミュレーションなど、第三者の意見を取り入れながら精査しており、その検討結果が年初にまとまる予定です。酒販会館は言うまでも無く、組合員の共有財産です。本年は計画の実現を目指す段階に移りますが、新会館を建設しても収益性を担保できないのであれば意味がありません。皆様にリスクを含めたご説明をした上で、最終的な決断を致しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

青年会の育成・支援に関しましては、本年度も最大限に努めて参ります。近年は東京都酒造組合との連携や様々な研修会の企画、さらには酒類販売管理研修のコア講師を担うなど、活発な活動を展開する中で、会員数は女性を中心に毎年増え続けています。また、こうした活動に魅力を感じ、新規の組合加入につながるケースも増えてきました。

青年会事業の中核となる「酒屋角打ちフェス」は、昨年2月と11月に開催しましたが、直近の第9回は過去最多の組合員等が出店する中、来場者数も2万人と最高を記録しました。その勢いに乗って本年も2月14日～16日の3日間、節目となる第10回の「酒屋角打ちフェス」を開催します。同フェスは組合が主催する経営活性化事業の一つとして捉えており、今後もより多くの方々に参加を募り、発展させていきたいと考えています。

小売酒販店の経営環境は厳しさを増し、それに伴う組合員の減少や組織率の低下により、組合の将来は必ずしも明るいとは言えません。しかし、次代を担う組合員が前例に捕らわれず、組合運営の様々な場面で活躍する姿が少しずつ芽生え始めています。こうした一人一人の力を結集した「組織力」を最大限に活用するため、役職員一同が旧態依然の組織運営を打破し、名実共に「組合員に必要とされる組織」となるよう努めて参りますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆様にとって良き年であることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。